

## 規制の事前評価書

### 1. 規制の名称

指定暴力団員による対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制

### 2. 担当部局

警察庁刑事局組織犯罪対策部企画分析課

### 3. 評価実施時期

平成20年2月

### 4. 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の目的及び必要性

指定暴力団には、対立抗争等において殺人等の罪を犯して服役した構成員が出所した場合、多額の功労金を出したり、検挙前の地位と比べて格段に高い地位を用意して迎え入れたり、放免祝いと称して各地から暴力団幹部を集めて盛大な祝い事を開催するなどの慣行が存在するが、このような賞揚・慰労行為は将来の暴力行為を助長する結果となっている。指定暴力団員の将来の暴力行為を抑止し、市民生活の危険を未然に防止するために、対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する目的で金品等の供与をする行為を規制する必要がある。

#### (2) 規制の内容（改正案）

都道府県公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができることとする。

### 5. 法令の名称・関連条項とその内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第30条の5（新設）

### 6. 想定される代替案

対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等に対し、指導・警告等により対処する。

## 7. 規制の費用

### ○ 遵守費用

改正案については、規制を受けることとなる指定暴力団員は対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する目的での金品等の供与・受供与ができなくなるが、金銭的負担や作為義務が課されるものではなく、新たな遵守費用はほとんど生じない。代替案については、指導・警告等を受けた指定暴力団員は法的義務を課されるものではないため、遵守費用は想定できない。

### ○ 行政費用

改正案については都道府県公安委員会に命令の発出事務が生ずることとなるが、既存の規制と一連の体系をなすものであり、当該命令の発出事務に係る新たな費用はほとんど生じない。代替案については通常の警察活動の一環であり、新たな費用はほとんど生じない。

### ○ その他の社会的費用

改正案及び代替案について、上記の費用以外に増加する費用は想定されない。

## 8. 規制の便益

改正案については、罰則を担保とした命令により対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する行為が防止され、将来の対立抗争等における暴力行為が抑止されるものと考えられる。

代替案については、暴力団は、「その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」であるところ、任意手段である指導・警告等では、対立抗争等に係る暴力行為を賞揚・慰労する行為が防止されず、将来の対立抗争等における暴力行為が十分に抑止されるとはいえない。

## 9. 政策評価の結果

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用がほとんど生じないのに対して一定の便益があるといえることから、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、費用の点では両者とも極めて小さくほとんど差が出ないのに対し、便益の点では、代替案よりも改正案の方が将来の対立抗争等における暴力行為が抑止されると期待されることから、改正案の便益の方が大きいといえることができる。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10. 有識者の見解その他関連事項

なし

## 11. レビューを行う時期又は条件

改正法施行後、規制の適用状況及び対立抗争の発生状況等を勘案し、必要と認められる時期にレビューを行う。